

広島県告示第八百四十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

令和三年九月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

令和三年八月十八日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

株式会社西川工業

福山市草戸町四丁目二二番一五号

代表取締役 西川 太人

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―三〇）第三八八七六号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

建設業の営業の全部

2 営業の停止を命じた期間

令和三年九月一日から令和三年九月三日まで

五 処分の原因となった事実

被処分者は、令和二年二月二十六日、香川県仲多度郡多度津町内の工事現場において、足場の解体作業にあたり、当該業務に関する安全又は衛生のための特別教育をせず作業を行わせ、死亡事故が発生した。

このことにより、同社は、労働安全衛生法違反により、福山簡易裁判所から罰金二〇万円の略式命令を受け、令和三年三月二十五日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当すると認められる。